

～大切なお知らせ～

令和6年12月支給分より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の児童手当 手続き確認フローをご確認ください。

1. 変更後内容

① 支給対象年齢拡大

① 18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童(以下、高校生年代と表記)がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人あたり支給が一律3万円となります。

④ 多子加算の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童(以下、大学生年代と表記)となります。

⑤ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額(一人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

3. 申請期限

令和6年10月11日(金)まで

なお、申請期限が過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

■ 児童手当に関する問合せ先

檜葉町こども課 子育て支援係

(受付時間:平日8:30～17:15)

Tel:0240-23-5515

4. 児童手当 手続き確認フロー

楡葉町から、児童手当(特例給付)を受給していますか。

はい

高校生年代の子がいる。

はい

高校生年代(H18.4.2生～H21.4.1生)の子が、算定児童として登録されている。
※高校生年代の子が、中学生の時に楡葉町から児童手当を受給していた場合は、算定児童として登録されている可能性が高いです。

はい

大学生年代(H14.4.2生まれ～H18.4.1生)の子がいて、3人以上の子がいる。

いいえ

手続き
不要です。

いいえ

大学生年代(H14.4.2生まれ～H18.4.1生)の子がいて、その人を含めて3人以上の子がいる。

いいえ

②額改定認定請求書を提出してください。

はい

②額改定認定請求書
③監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

いいえ

はい

いいえ

(保護者が2人以上<例：父と母>で子どもを養育している場合)
所得の高い方の職業が公務員である。

はい

勤務先にお問い合わせください。

いいえ

所得の高い方の住民票登録地は楡葉町ですか。

はい

所得の高い方の住所地でお問い合わせください。

いいえ

大学生年代の子(H14.4.2生まれ～H18.4.1生)がいて、3人以上の子がいる。

はい

①新規認定請求書
③監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

いいえ

①新規認定請求書を提出してください。